

東京都中央卸売市場の移転先とされていた豊洲市場をめぐる、社会全体で議論を巻き起こしている土壌・地下水の汚染問題。その安全性の評価や対応策の検討には現場に精通した専門技術者の存在が不可欠だが、世間の認知度は低いのが現状だ。汚染状況の調査や対策工事を担う企業が加盟する「土壌環境センター」（会長＝山田良介新日鉄住金エンジニアリング取締役）は、調査・対策のスペシャリストと位置付ける認定資格「土壌環境監理士」の周知活動を一段と強化している。村川昌道専務理事は「実務を重視した資格であることを強くアピールし、認定者を増やしたい」と意気込む。

（企画部・沼沢善一郎）

## 土壌環境センター

同センターは、前身となる任意団体「土壌環境浄化フォーラム」が1992年に設立されて以来、土壌・地下水汚染の調査・対策に関する技術の普及を目指してきた。当時は専門的な知識を持った技術者を認定する国家資格が無かったため、2001～02年に「土壌環境監理士」「土壌環境保全士」「土壌環境リスク管理者」の三つの資格制度を独自に創設した。

一方、国は土壌・地下水汚染対策に関する法整備を本格化させ、03年に「土壌汚染対策法」（土対法）が施行された。同法の改正が行われた10年には、国家資

## 土壌環境監理士

格として「土壌汚染調査技術管理者」が創設され、土対法に基づいて土壌汚染調査を行う指定調査機関には、同資格の技術管理者証の交付を受けた者が適切に配置されることが義務付けられるようになった。

国家資格の土壌汚染調査技術管理者は、あくまで指定調査機関として必要な資格だ。それに対し、土壌環境監理士には、調査にとどまらず、その先の対策を講じるための能力も求められる。同センターは「土壌環境監理士の資格認定試験では、実際にあり得るさまざまなケースへの対応力を重視している」（資格制度担当）と両資格の違いを説明する。

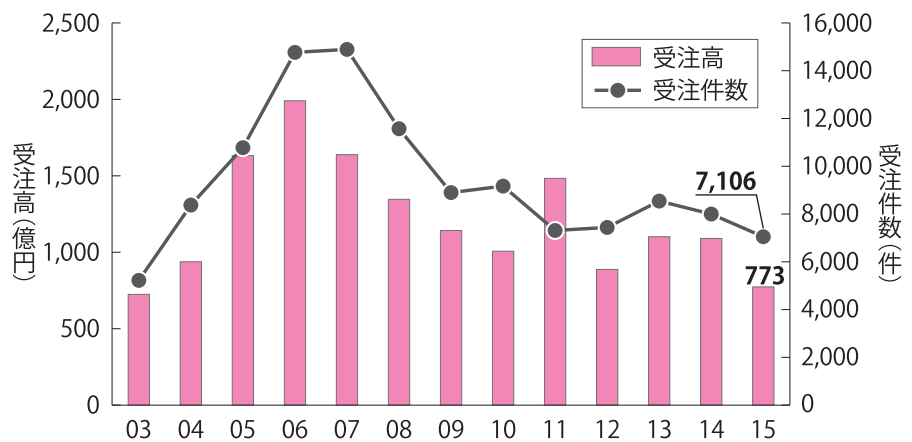
土壌・地下水汚染に対する問題意識が高まり、発注者からも高度な技術力に基づく細かな対応を期待する傾向が強まっている。そこで同センターは、土壌環境監理士を「さらに実務に徹

村川専務理事



## スコープ 環境

## 認知度向上へ専門性アピール



土壌汚染状況調査・対策の受注件数、受注高の推移（調査対象は会員企業のみ）。近年は横ばい傾向だが、土対法の適用外業務、非会員企業の受注業務を合わせれば、さらに件数が積み上がるという

## 非会員企業へ広がり期待

した資格として普及させていく」（同）方針を示す。場合でも、発注者の意向をくみ取り、最適な対策プランを立案・説明することが現場では、土対法の対象技術者には求められる。

範囲を超えた調査・対策が求められることが少なくない。さまざまな種類のごみ、トのリーダーとして担ってや廃棄物など土対法に指定されていない物質と一緒に出てくることも多く、それらを含めた複合的な対策を取らなければならない。村川専務理事は「調査・対策が、土壌環境監理士の役割を越えていくのが土壌環境監理士に求められる」と強調する。

さらに、法律上は適正な対策を施したとしても、実は現時点で520人。近年、実際の土地売買に当たっては、合格者数は横ばい状態と言えないが、技術力の維持・向上が、技術者の継承に引き続き力を入れている。土壌環境監理士の認定者が入った。土壌環境監理士の役割の明確化とステータスの向上を目指し、地方自治体など発注者への働き掛けに引き続き力を入れている。

実施するか、判断が難しいといった観点からも認定者の継続的な輩出が不可欠だ。村川専務理事は「土壌汚染調査技術管理者の認定者（約2500人）と比べ、まだまだ少ないと感じている。応募者、合格者を増やしていきたい」と話す。

### 資格制度の概要

▽土壌環境監理士（認定者520人） 汚染調査の計画立案から対策工事の実施まで一貫して手掛ける監理技術者を認定する。調査・対策に関する豊富な知識と判断力を備えたスペシャリストと位置付ける。

▽土壌環境保全士（認定者2416人） 調査や対策工事の施工管理者の認定資格。汚染現場での安全性確保や周辺環境への配慮など、施工現場の適切な管理・運営を行える人材を認定する。

▽土壌環境リスク管理者（認定者4589人） 工場敷地や保有土地の管理者としての資格で、土壌環境に関する基礎的な知識を持つ者を認定する。